

令和３年 第５回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和３年３月２４日

品川区教育委員会

令和3年第5回教育委員会臨時会

日 時 令和3年3月24日(水) 開会：午後1時
閉会：午後2時46分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 齋藤 信彦
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 丸谷 大輔
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 稲生 彩夏
書 記 中嶋 康二

傍 聴 人 数 8名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第 13 号議案 教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用について
- 第 14 号議案 品川区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則について
- 第 15 号議案 文化財保護審議会委員の選任について
- 第 16 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用）
- 第 17 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（退職・異動・昇任）
- 第 18 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（休職更新）
- 第 19 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（病休代替・任用）
- 第 20 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 第 21 号議案 固有教員の任免等について（異動・昇任）
- 第 22 号議案 固有教員の任免等について（産育代替・任用）
- 第 23 号議案 指導主事の配置について
- 第 24 号議案 指導主事の任免等について（休職）
- 第 25 号議案 都費教職員の任免等について（普通退職）
- 第 26 号議案 都費教職員の任免等について（休職）
- 第 27 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- 第 28 号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- 第 29 号議案 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について
- 第 30 号議案 学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について
- 陳 情 審 査 区立小学校における「35 人学級」の実現のための陳情について
- 報 告 事 項 1 事務局職員の任免等について
- 報 告 事 項 2 令和 2 年度教育次長賞の受賞者について
- 報 告 事 項 3 都費教職員の任免等について（教員異動）
- 報 告 事 項 4 都費教職員の任免等について（事務・栄養士異動）
- 報 告 事 項 5 都費教職員の任免等について（休職）
- 報 告 事 項 6 子ども読書の日フェアについて
- そ の 他 令和 3 年 4 月行事予定について

令和3年第5回教育委員会 臨時会

令和3年3月24日

【教育長】 令和3年第5回教育委員会臨時会を開会いたします。本日の署名委員には菅谷職務代理人、海沼委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員の皆様は、本日小学校の卒業式ということで、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

続いて、会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。例年になりますが、年度末の教育委員会ということで、本日は議案が非常に多くなっております。効率的な議会運営に御協力いただきたいと思いますが、日程第1の第13号議案、それから第16号議案から26号議案、そして日程第3の報告事項の1から5、以上の案件につきましては、人事に関する案件となりますので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、ただいま申し上げた件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。日程第1、第14号議案、品川区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、品川区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則について御説明いたします。資料の2を御覧ください。

今回の改正でございますが、令和3年2月25日付で区民向け申請書等にかかる押印の見直しということで区から方針が出されました。これに伴いまして、基本的に押印については必要最小限に限るという方向が出されました。併せて区議会においても請願書の押印について見直しを行うということです。

これにつきましては、標準市議会会議規則という規則がありまして、そちらについて改正があったということを受けたということになってございます。

改正の中身につきましては、請願書を提出する際、従前は押印しか認めていなかったものですが、今回は署名、または記名押印するということで改正するものでございます。

資料の最後のところに、新旧対照表を添付してございます。第2条の2のところ、従来は押印のうえとなっていたところを請願者が署名、または記名押印のうえということで、署名でも構わないということにしたと同時に、今まで括弧書きで法人においてはということがありましたけれども、これを分かりやすい表記ということで請願者が法人の場合にはということで、新たに項立てをしたということでございます。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

よろしいですか。この押印の廃止というのは、大きな全国的な流れではないかと思うしますので、教育委員会も見直していくということでよろしいかと思います。

それでは、品川区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則について、採決してまいりたいと思います。品川区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は、日程第1，第15号議案です。文化財保護審議会委員の選任について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第15号議案、品川区文化財保護審議会委員の選任について御説明いたします。資料は3を御覧ください。併せて、2ページ目の資料も見ていただきたいと思います。

このたび、文化財保護審議会の委員で長らく委員長を務めていただいております坂詰秀一氏が年齢も85歳となり、退任したいという御希望がありまして、もう1年お願いをしていたところですが、今年に入っていよいよ体力的な問題もあるという意向がございまして、おやめになることになりました。

現在、10名の委員のうち、坂詰先生は考古学を専門としておりましたのは坂詰先生のみであり、考古学の専門がいなくなってしまうのは現状としてあまり好ましくないということも考慮し、後任候補を選定したところです。

坂詰先生の推薦もあり、その方の実績も見まして、裏面にあるとおり、時枝務先生、立正大学の文学部の史学科の教授でありますけれども、この先生を次の考古学の委員ということで推薦をし、委員会で決定をいただければと思っております。

時枝先生は、立正大学及び同大学院を経て、国立博物館に埋蔵文化財の専門職に就かれております。その後、文化庁の文化財審議会を経て、また立正大学に戻って現在に至っております。委員歴に書いてあるとおり、文化財の審議会第一専門部会の委員、これを2010年から2013年務めているということと、城南小学校で発掘があったときも、その指導委員会の委員として携わっていただいた経歴がございます。また、ここには宗教考古学ということも書いてありますけれども、基本的には仏教考古学ですとか、山岳宗教とか、お寺にどういう建物があつたとか、そんなところも専門にされているということではございます。当然学校で考古学を教えているということですので、縄文時代から古墳時代についての基礎知識も十分にお持ちであり、大森貝塚のある品川区でも適任と考えているところでございます。

なお、任期につきましては現在の任期の末までということですので、令和3年11月末までとなります。本委員会承認をいただいた後、速やかに委嘱したいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いしたいと思います。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 個人的な興味ですが、宗教考古学って具体的にどういうことなんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 実際は、山岳宗教で、昔の修験者、山伏が使った道具や活動がどういうものだったとか、あるいは古いお寺があつて、例えば一番有名なところというと比較山が

焼き討ちされたとかあると思うんですけど、もともとどこにどういう神社があったとか、それを掘ってそういうところにこういう神社がもともとあったというような、そういったことを専門にしているということです。品川区には特に寺院とかが多くありますので、例えば城南小学校の改築の際に昔のお寺の跡が出てきたとか、そういったことを実際にされたりとか、そんなところも専門になさっているということでございます。

【塚田委員】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにかがででしょうか。ございませんでしょうか。

区内にゆかりの大学で教鞭をとっていらっしゃる方で、お若いということで、またぜひ精力的に委員をやっていただけるといいなという思いがあります。

それでは、文化財保護審議会委員の選任について、採決をしてまいりたいと思いますが、よろしいですか。それでは、採決いたします。第15号議案、文化財保護審議会委員の選任について、本件は原案どおり可決することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は、日程第1の第27号議案、28号議案、29号議案、30号議案。これらの議案は一括して説明を事務局にお願いして、質疑の後それぞれ採決していければと考えております。第27号議案と29号議案は幼稚園教育職員の勤務時間や給与等の規則の一部改正でございます。28と30は同じく学校教育職員の勤務時間そして給与等の一部改正についてということになります。

では、詳しくは事務局からの説明を聞きたいと思います。

指導課長。

【指導課長】 それでは、進めさせていただきます。資料についてはスティープラー左上とめのもの、資料ナンバーでいきますと15から18を一括とじてあるものでございます。1枚目をもとに説明させていただきます。

今回、幼稚園教育職員及び学校教育職員、区固有教員に係る規則の改正を行うところでございます。これにつきましては、今回、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等で、国及び都のほうで法令等また規則の改正が行われることから、区職員の規則の改正が行われるところでございます。それに伴いまして、教育委員会所管であります幼稚園教育職員及び学校教育職員についても同様の改正を行うというものでございます。

改正のポイントは大きく2点ございます。まず、1から説明させていただきます。1、勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について。幼稚園教育職員は27号、学校教育職員が28号でございます。こちら、(1)改正案の概要でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症への対応による業務量の増加、また、感染拡大等の不測の事態等に備え、職員の取得促進の観点から令和3年度の夏季休暇の取得期間について6月1日から10月31日までとする特例措置を実施するというものでございます。従来は7月から9月いっぱいまでという3か月間でございましたが、これにより前後で1か月延びるというものでございます。施行期日は令和3年4月1日を予定しておるところでございます。

続きまして、2、給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改

正について。こちらは、幼稚園教育職員が２９号、学校教育職員が３０号でございます。こちらにつきましては、これまでも感染の疑い、あるいはＰＣＲ検査を受ける場合等は自宅待機でありますとか、自宅療養する、万が一感染した場合には宿泊等で療養する可能性がある場合に、感染拡大予防の観点から、勤務できなくても給与減額を免除することができるという規則を設けたところでございます。

今回、１、改正案の概要でございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の改正に伴い、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準が改正されたことを踏まえ、同様の規定整備を行うものでございます。資料６枚目、資料１７、これは２９号議案のものでございますが、これまでは保健所による疫学調査等に協力するところ、「協力」という文言だけがございました。今回、報告することが義務化、報告の義務が強化されたことに伴いまして、これまで協力だったところに「報告もしくは協力」というふうに、「報告」という文言が追加されたというところでございます。施行の期日でございますが、公布の日と定められておりまして、こちらにつきましては、既に規則の改正については施行されております令和３年２月１３日から遡及適用する旨を定めるというものでございます。以上の改正を行うものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑は一括して受けたいと思いますので、２７号、２８号、２９号、３０号議案、どれに関してでも結構です。質疑があればお願いしたいと思います。

富尾委員。

【富尾委員】 ２９号、３０号の給与の減額を免除することのできるというのは、平たく言いますと給与を減額されなくなるということでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 御指摘どおりでございます。そういったことで勤務していなくても、給与は減額されないということになります。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 よろしいですか。コロナの検査を受けていて自宅待機をしても、それで減額されることはないということですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、議案でございますので、２７から３０号につきまして、それぞれ採決してまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、採決に行きます。まず、第２７号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例施行規則の一部改正について。本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

続いて、第２８号議案、学校教育職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例施行規則の一部改正について。本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次が、第29号議案。幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について。本件も原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

最後は、第30号議案。学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について。本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

では、次に移ります。日程第2、陳情審査。区立小学校における、35人学級の実現のための陳情について。本件は初めての審査でありますので、書記より朗読をお願いいたします。

書記。

【書記】 陳情書を読み上げさせていただきます。

区立小学校における35人学級の実現のための陳情。少人数学級を求める品川連絡会。代表、中里尚子。

陳情項目1 品川区の公立小学校における35人学級の実現に向けた環境整備を進めてください。

2 都に35人学級の実現のためにさまざまな助成措置、環境整備を働きかけてください。

陳情趣旨。新型コロナウイルスが猛威を振るう中、子どもたちをめぐる環境は厳しく、学校は困難を抱えています。このような状況の中、国は、35人学級を5年計画で実現すると決めました。とてもうれしい決定ですが、実現には教室や教員の確保など、解決しなくてはならない問題があります。品川区の子どもたちに、国が決定したとおりの35人以下の学級が保障されますように、一層の推進をお願いしたく陳情いたします。以下に、特に環境整備に困難があると思う件について紹介しておきます。

①第二延山小学校の1年生です。現在、既に国の基準で1年生の学級編成は35人ですが、第二延山小は1年生が弾力的運用で1学級40人になっています。来年度の新1年生も弾力的運用で40人学級ということが新入生保護者会で伝えられ、保護者が不安を抱いているという話が伝わってきました。また、現1年生は2年生になっても40人近い人数です。120人の学年ですから、35人学級編成にすれば、1学級は30人の4クラスになり、学習環境が改善されます。

②2年生についてです。現2年生が新3年生になると、1学級35人以上になる学校が5つあります。現在既に都の基準で、2年生の学級編成も1年生と同じ35人です。ところが、現2年生に36人以上の学校が3つあります。第二延山小、鈴ヶ森小、小山小です。現在、小山小学校の2年生は、オープンルームを生かして教室の密を避けるために、子どもたちの机の1列を廊下に出しています。これは苦肉の策ですが、やはり廊下の列の子どもたちは黒板が見えにくい、声が聞こえにくい等、学習環境がよくありません。この学級は1年生のときも、2年生の今も40人近い人数です。新3年生になっても同じです。さ

らに、今は1学級30人以下なのに、新3年生になると1学級36人以上になる学校が2つあります。浜川小と荏原平塚小です。以前から新3年生が初めてのクラス替えと学級編成基準のための学級減で1学級の人数が増加して落ち着かなくなるという話は現場ではよく聞く話です。この、2年生の子どもたちは、国の35人学級の恩恵は受けずに卒業することになります。

③品川区は、既に87%の学級で35人学級を実現しています。品川区の現1年生から6年生までは531学級あります。その中の463学級では35人以下です。そして、13%に当たる68学級は36人以上です。この中の2年生が新3年生になるときに、35人以下にするには学級増は5学級です。参考に新4年生から6年生までを35人学級にするための学級増は19学級です。現在、1年生を国が、2年生を都が35人学級で編成しています。来年度から5年計画で全校が35人学級になりますが、計画では現在35人学級を実施している2年生を国が35人学級にし、次に3年生を35人学級にするということです。今の2年生以上はこの改革には含まれていません。

以上、品川区の長期基本計画の11番目の柱である、「未来を切り開く学校教育の推進」の「学ぶ機会を保障する」「良好な教育環境をつくる」ためにも、教育委員会の取り組みをお願いいたします。

以上です。

【教育長】 朗読が終わりました。事務局のほうで、本件につきまして何か説明があればお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、本陳情につきまして内容について御説明をさせていただきます。まず、小学校、中学校、義務教育学校の各学校における学級編成につきましては、義務標準法によりまして、1年生は35人、その他の学年については40人が基準となっているところでございます。

また、東京都におきましては、2年生と7年生について35人で学級編成ができるよう弾力化されているところです。このような状況ではあるんですけども、1月に義務標準法の改正が閣議決定され、来年度からの小学校における35人学級の導入ということで、こちら内容が現在国会において法案審議がされている状況でございます。具体的には令和3年度は2年生、4年度は3年生と、1年ずつ学年が引き上がる形で、5年間をかけて小学校6年間の35人学級化を進めていくというものになってございます。

このことを前提といたしまして、陳情項目に対する区の基本的な考え方でございますけれども、陳情項目1点目の環境整備につきましては、これまでも区におきましては義務標準法ですとか、都の学級編成基準に従いまして学級編成を行ってきておりますので、今回、規定の改正等、法改正、あるいは基準法等の改正があればそれらに沿って環境を整えていくということでございます。

また、陳情項目2点目の助成措置等の要望でございますけれども、35人学級導入におきましては、例えば普通学級を増やすための改修費などの経費が含まれるとか、様々な形でこれまでと違った環境が出てくると考えられますので、また、義務教育につきましては、基本的に国が責任を持つべき施策であるという認識もしているところから、状況によって教育長会など通じた働きかけを必要に応じて行っていくということは考えているところで

ございます。

なお、陳情書に書かれています陳情趣旨の中で、①から③まで環境整備の困難事例として上げられておりますけれども、①の第二延山小学校につきましては、学校施設の事情によりまして、直ちに学級編成を35人以下で行うことが困難な状況であるため、そこに記された状況になっているものでございます。②の2年生の状態についてでございますけれども、記載されている内容はおおむねそのとおりでございますけれども、1学級の人数が増加すると落ち着かなくなるといように書かれているものについては、その時々状況によるものと考えているところでございます。③の全体状況につきましては、記載されている内容につきましてはおおむね間違いないところだと認識しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。委員の皆さんで質疑があればお願いしたいと思います。

富尾委員。

【富尾委員】 品川区の就学の人口のことについてなんですけれども、年々人数が増えているという状況かと思うんですけれども、施設改修のことなどもありますし、この35人学級を進めていくということで、就学人口とのバランスなどはいかがなんでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 今回、小学校の35人学級ということで、法改正も進んでいるということでございますけれども、今のところ毎年卒業する6年生と新たに入ってくる1年生の差が大体500人から600人ぐらいということで、今のところ毎年増えているような状況でございます。

この状況は年によって若干の差はありますが、まだ当面の間は続くだろう、一定程度増えていくのは間違いないだろうという状態でございますので、まずは、この新しく入ってくる1年生を受け入れるだけの環境を整えていくことがまず必要だと考えているところでございます。

先ほどの陳情書の中でもありましたが、第二延山小では40人という形で、実は、学級編成につきましては、平成23年の時点で弾力化がされていますので、原則は法律で規定されているとおりであるんですけれども、40人学級に収まる範囲の中で一定程度弾力的な扱いができるということになっております。

今回の法改正が、その辺の取扱いがどうなるかというのは、実はまだ細かいところまで私どもに指示されていけませんので分からない点ではあるんですけれども、恐らくそういった取扱いがされるとすると、35人学級を目指しつつ、子どもたちの受入れもしっかりしていくという体制を今後も引き続ききちんととっていく必要があるとは認識しているところでございます。

【教育長】 続けて、庶務課長どうぞ。

【庶務課長】 今の補足、施設の関係でございますけれども、今の児童生徒が増えてくると同時に、就学前の子どもたちが増えているという状況がありまして、施設の維持につきましては、教室の確保に目を配っています。この3番に書いてあるとおり、今の新4年生から6年生が35人の学級数が多分19という、そういう計算上成り立つと思いますけど、それが何年後かするということになってくると、この数では済まなくなってくるとい

う状況も一方ではあるなと考えているところでございます。

【教育長】 品川区においては、人口が非常に増えているという、そういったところがここに加味されて、今後の対応を考えていかななくてはならないということになるわけですね。環境整備を考えていかななくてはならないということになるかもしれませんね。

富尾委員、いかがですか。

【富尾委員】 つくってあげたいのはやまやまなんだけれども、教室の確保が現状でも困難だけれども、さらに困難になっていく可能性もあると思うんですが、それをしっかり決められたことについては受け止めていかなければならないと思います。

【教育長】 それがあるから、やらないという方向ではないだろうというトーンに今聞こえましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 私は少人数の学級編成、学級編成というよりは学習集団づくりの中でさせたことがございます。今から15年ぐらい前、小学校ではなくて中学ですが、3・3・3の全部で9学級の中学で、5教科について、3学級を5つに分けた。ということは、学級数でいうと15学級。3学級分を15学級にするということは、40人のクラスは学ぶ集団が24人ぐらいに減るんです。これを3年間行いました。結論から申し上げますと、教科によって、効果がある教科とそうでない教科があります。

ただ、小学校の場合はそれが言えるかどうか分かりませんが、少人数にすればいいという考え方も全くないわけではない。だけれども、35人学級のときに36人になると2つに分かれるんですよ。2つに分かれると18です。子どもの好きなサッカーができないということも起きるわけですね。

だから、35という数字にあまり僕はこだわりを、自分自身やってきて、結果として30人、35、40、それぞれいいところがあるわけですよ。だけど、教育委員会の一番大事なことは、その学区にいる子どもたちを全員就学させる。その環境をつくっていくことが非常に大事だと思うんですね。

だから、全部の学級を35にすれば、非常にきつい学校はあるんですね、現実には。例えば、音楽室や理科室、図書室がなくなったりと、いろんなことをしないと35にできない。国として決めていただいたことはいいかもしれないけど、現実にはやっていく学校、特に教育委員会、品川区のように都会にある学校というのはそう簡単にはできないなと思います。

だけれども、区の教員がいることは子どもの幸せにつながったり、学習効果がある場合ややっぱり躊躇なくやる必要があると思っていますけどね。でも、人数によってこうだという論議は、今まで教育の中で見えても、結論は出ていないんです。何人がいいということはない。やり方なんです。極端なことを申し上げますと、35人学級なんてすごいなと僕は思いました。

一番考えたのは、やっぱり先生ですよ。いい教員を育成していかなきゃいけないって、部屋ができて、35でつくったからいい学級ができるってそんなことはないんですよ。やはりいい先生は必要なんです。今、東京都の教員採用を見ていて、きついのは小学校ですよ。先生のなり手が少ない。だから、いろんな問題が起きていることもあります。品川区は、うれしいことに区固有の先生がいて、一生懸命頑張ってくれている部分もある。でも、23区考えたら品川区だけです。そういうことも考えたとき、いろんなハード

ルがある。でも、それに対してやっぱりやるべきことはやらなきゃいけないなど、この問題については考えています。

教育の研究、そこに進んでいないというところにね、僕は問題があると思うんですね。だから、真摯に考えて、世の中が変わってきたら、学級編成も変わると思いますね。ちなみに、私のときは56とか57人の時代ですからね。その時の話と全く違うことになると思うんですよ。でも、今の子どもたち、あまりにも大事に育てられて、切磋琢磨のところが欠けてしまうとね、教育の中の一環大事な部分だと思うんですけど、そういうことも考えて進めていかなきゃいけないなという感じがするんですね。簡単な私見ですから、すみません、以上です。

【教育長】 ありがとうございます。学習論から、教員の育成、また、歴史にかかわる話ですとか、いろいろとお考えを伺いました。全て解決するというのはなかなか難しい。バランスをどうとっていくかというところですね。特に地方都市で校舎も広く余裕があるスペースでやるのと違う、品川区という都市部で考えていくというところの難しさがそこにはある、逆に言えば、だからこそどのような環境整備ができるかということを考えていかなくتهいけないうことでしょうね。

ほかの委員の方はいかがですか。

海沼委員。

【海沼委員】 今でも人数の多い、40人近い学級もありますよね。そうしますと、やはりその学級でいいこともあるわけですよ。先ほどの、菅谷先生のおっしゃったように、体育の時間とか、音楽の時間とか、そういったときは人数の多い場合もいいと思います。今、算数なんかは少人数制をとっていますよね。そういうときに少人数制を当てていますから、それはそれで今のこの時代に合っている教育ができているのかなと思います。

【教育長】 学級編成ということではなくて、学習集団としての少人数を品川区でも今つくっている、それはそれで必要なことだろうということで、そのうえで、先ほどの話に戻りますけども、どこまでが可能かというあたりを検討していかなくتهいけないうことですかね。

塚田委員は何かございますか。

【塚田委員】 この、陳情項目の1、2ですね。1は環境整備を進めてください。2は環境整備を働きかけてください。これの意味といいますか、直ちに35人にしてくださいというのとは違うニュアンスだと思うんですけども、その意図するところはどの辺なんですかね。

【教育長】 これは微妙な表現が違うというところで、事務局ではどのように読み取っておりますか。

学務課長。

【学務課長】 1番は、品川区の主体的な取り組みといった観点で環境整備を進めてほしいといった形になるだろうと。2は、都に対する働きかけということで、都の財政的な助成と、ほかに様々な形で環境整備をやってもらえるところがあるのであればということで働きかけを行ってほしいといったことを陳情者は考えているのではないかと受け止めているところでございます。

【教育長】 どうでしょう。

【塚田委員】 直ちに35人学級にしてくださいというのとは違うんですね。

【教育長】 文面からはそう読み取れますがいかがですか。

学務課長。

【学務課長】 この文面を見る限りでは、実現に向けた取組を進めてほしいといった形で。要は、どちらも実現のために、実現に向けたということでございますので、最終的にはその実現を図ってほしいということであるとは思いますが、直ちという形での陳情であることには受け止めていないところでございます。

【塚田委員】 品川区でも、35人学級というのは一応目標にしていると思うんですけどね。ただ、できない学校もある。いろんな条件で、教室数が足りないとか、そういうことはあると思うんですけど、環境整備に向けて進むんだという意味では、それは正しいのでしょうね。ですから、この趣旨は教育委員会としても同じことを考えていますよということでもよろしいんじゃないでしょうかね。

【教育長】 なるほど。先ほど、教育長会という話を学務課長もしておりましたけれども、私も所属している23区の教育長会でも毎年東京都教育委員会への予算要望の中で、少人数学級の実現ということは項立てしているところではあります。今回先ほどこの説明ありましたように、国が今1年生だけを少人数、35人にしている。加えて、東京都は都の独自の予算で2年生と7年生もそういう形でやっているという状況がありますから、東京都が動けば、またそれなりの助成措置等もできる可能性もあるということで、教育長会としても引き続き働きかけは続けていくようになるのではないかと思っております。

そのほか、委員の方いかがでしょう。

富尾委員。

【富尾委員】 陳情書の中で、今の2年生以上はこの改革には含まれていませんということで、今の2年生以上については国の正式な通知がないので難しいところだと思うんですけども、段階的に35人学級に進めていく中で、2年生以上に対しては品川区独自で35人学級をするかどうかというのを決めていかなくちやいけないことになるのでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 あくまでも区のスタンスとしましては、法や、学級編成基準にのっとりやるということになりますので、国のほうで来年度は2年生まで、1年生と2年生に。再来年度は1年生、2年生、3年生という形で35人以下となってきますので、それより上の学年というのは言ってみればその対象になっていないということでございますので、基本的にはそれは基準に沿ってやるとなると、35人学級にしていこうということで区独自の基準を決めるということは今のところ考えていないということでございます。ただ、現実としてはこの陳情書にもあるとおり、9割近くのクラスが35人以下となっているという状況もございますので、そういった状況なるべく維持できるようにという思いはございます。

【教育長】 よろしいですか。国も段階的にやっていくということは、そのハードの整備、それから教員の採用、さまざまなここにはクリアしなくてはならない要件があるということで、一括でやるのは難しいという判断があるのではないかと思います。

ほかに委員の方、いかがでしょうか。

今回、この陳情書に目を通しますと、一番下に米印があって、文章内の数字は品川区資料「令和２年度学級編成について」を参考にしましたと書いてありますけれども、そういった資料をよく読みこまれて、非常に理にかなった文章で陳情されているなど読ませていただきました。特に、この後、質疑がなければ、次に進めていきたいと思いますが、よろしいですね。いいですか。もう事務局に確認することもなく大丈夫でしょうか。

それでは、本陳情の取り扱いにつきまして、お一人お一人から御意見をお伺いしていきたいと思います。今回の陳情審査を継続にするのか、あるいは本日結論を出すのか、まずどちらかで御発言ください。そして、もし、本日結論を出すということであれば、採択するもしくは不採択とその結論の内容についての御発言いただければと思います。継続するというのであれば、結論はもちろんなくて結構です。

よろしいでしょうか。では、順番にいききたいと思います。菅谷教育長職務代理者からお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 私は、世の中の流れとしてやっぱり３５人学級はつくってほしいなと思います。審議、ここで結論を出していただいて。

【教育長】 結論を出す。

【菅谷教育長職務代理者】 出したほうがよろしいかなと思います。非常に中身が多いんですね。３５人学級にするだけが、そこを実現するために大変な努力を教育委員会と品川区はしなきゃいけないし、私たちの区だけでできるわけじゃなくて、全てのところでやらなきゃいけないのですが、教育の品川と言われるように先を切ってやりたい部分もあります。ぜひ進めてほしいなという気持ちも込めまして、私は採択されてほしいなと思います。

【教育長】 結論を出すということで、採択と伺いました。

では、冨尾委員。

【冨尾委員】 私も本日結論を出すということで、採択でお願いします。

【教育長】 特に理由は。

【冨尾委員】 特に理由は、お話の中でもありましたように、子どもたちの人数の増加の勢いと、あと、教室の環境整備というかなり難しい問題だと思いますが、バランスをとって確実に進めていくことが必要だと思います。子どもたちの学習環境、やはり教室だけでなく教員の育成など、そういった面も含めて環境整備を務めていくべきかなと思います。

【教育長】 分かりました。

海沼委員。

【海沼委員】 私も今日結論を出すということで、国の方針でもありますので、今日採択をするということでお願いいたします。

【教育長】 採択。

塚田委員。

【塚田委員】 品川区でも３５人学級は目標にしていると思うので、その環境整備を進めるということはむしろ当然なんじゃないかなと思います。したがって、この陳情は教育委員会の持っている最終的な目標に近い、あるいは同じものだと思うので、本日採択してしかるべしと思います。

【教育長】 採択でよろしいですね。

最後に私ですけれども、結論を出す、陳情項目につきましては採択と考えます。実際に、少人数学級の実現に向けた環境整備というのは国の法律の動きによって、当然それを進めていかななくてはならない部分だと思いますので、1番についてはまさに環境整備を進める必要があるだろうと考えます。

また、様々な助成措置についても、例えば教員の配置につきましても基本的には都でありますので、これを都に働きかけていくということが重要なことだろうと考えております。23区の中には先ほど職務代理から話がありましたように、杉並区でかつて固有の教員を採用して、そういった体制をつくったというところがございますけれども、小学校でそういう体制をつくるだけでも100人近い採用をするということで、なかなか様々な課題があったと聞いております。これからも課題はたくさんあるだろうとは思いますが、働きかけていく部分と、それから区でやるべき環境整備と合わせて進めていくというのは、まさにこの陳情の項目にあるとおりと考えますので、採択と考えます。

それでは、委員の皆様方の本陳情についての御意見を伺いまして、結論を出す。そして、採択ということでお一人お一人御意見を伺いました。本件について、最終的に採択を行ってまいりたいと思います。区立小学校における35人学級の実現のための陳情についてお諮りいたします。本件を採択とすることに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、採択とすることに決定いたします。

次は、日程第3報告事項の2令和2年度教育次長賞の受賞者について。事務局の説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、令和2年度教育次長賞について御報告いたします。資料21を御覧ください。今年度の受賞者は、記載のとおり5名でございます。

上から順番に、大井第一小学校の事務の菱山隆。この方は、事務で学校事務の効率化を力強く牽引してくれたという功績です。

2番目は、日野学園の戸部教諭でございます。コロナ禍において、いろいろ行事がなくなっていく中、文化祭に代わる新たな学校行事を企画したということや、吹奏楽部をすばらしい成績へ導いているということでございます。

3番目が庶務課中嶋康二でございます。困難な課題、教育委員会全体の取りまとめ等行ったと同時に、6年生、9年生の思い出づくり事業のために綿密な打ち合わせ等を行ったということでございます。

4番、庶務課の根本亮佑でございます。長年の学校等の懸案であったいわゆる36協定について区立学校全てにおいて今年度完結したということ。同時に、6年生9年生の思い出づくりでも十分な力を発揮したということでの表彰でございます。

最後が教育総合支援センターの学校生活指導専門員の倉持敏子さんです。早朝の登校支援や学校内での見守りを通して、きめ細かな指導に努めたということや、いじめ防止に向けた啓発など、多数な困難事例を解決に導いたということです。先日3月19日に表彰式を実施したところでございます。以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

特にございませんか。3番の6、9年生への思い出づくりというのは、屋形船をチャー

ターして、オリンピック会場ですとかホッケー会場を巡るという修学旅行や移動教室ができなくなってしまった6年、9年に向けて3学期に、12月からですね、急遽設定した事業ということでもあります。

また、一番下にあります学校生活指導専門員というのは、HEARTSとして学校のさまざまな子どもたちへの支援、学校支援という形で教員とタイアップしながらフォローして虐待防止ですとか、いじめ防止に努めているチームのリーダーになろうかと思います。

それでは、令和2年度教育次長賞の受賞者につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

次は、日程第3報告事項6子ども読書の日フェアについての説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 では、私から子ども読書の日フェアについて御案内申し上げます。資料25を御覧ください。品川区立図書館では毎年子どもの読書活動推進に関する法律により定められました、子ども読書の日、4月23日にちなんだ事業を開催しています。令和3年度につきましては、令和2年度に十分に行われなかったことを踏まえ、春の子ども読書の日フェアとともに、秋の子ども読書の日フェアを実施することにいたしました。内容については記載のとおりでございます、裏面に秋の子ども読書の日フェアについても御案内が書かれております。私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

図書館のイベントはどうしても密になってしまうということで、新型コロナウイルスの感染防止のためにということで本年度はほとんどその事業ができない状況がございました。新年度に向けましては、もちろん、感染予防に最大限の注意を払いながらも少しずつそれを実施していこうという取り組みになろうかと思います。

それでは、子ども読書の日フェアにつきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

日程第4その他令和3年4月の行事予定について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料26を御覧ください。4月の行事予定でございます。4月につきましては、定例会を2回、13日と27日、いずれも14時から開催いたします。以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質問はございませんでしょうか。日程調整、どうでしょうか、委員の皆様、よろしいですか。4月13日と27日、開始時刻は2時からとなっております。よろしいでしょうか。それでは、本件も了承いたします。

事務局のほうから、その他何かありますか。

【事務局】 特にございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり、これからは非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方は御退室を願います。

— 了 —